

### 3 主要な変更点

#### 第1分野 運営と自己改革

(1) ホームページを利用した情報公開

ホームページを利用して本法科大学院の教育活動などの情報公開に努め、入学者選抜の変更点や入学定員の見直しなどを新たに掲載した。

(2) 入学定員の見直し

平成26年度より、入学定員を従来の30名から25名に減員したところであるが、入学者の質を確保することにより、少人数教育の効果をいっそう高めるために、平成27年度からの入学定員を15名に変更する<sup>1</sup>。

#### 第2分野 入学者選抜

##### 2-1 入学者選抜〈入学者選抜基準等の規定・公開・実施〉

本法科大学院では、平成26年度入試から、入試回数を4回（Ⅰ～Ⅳ期）としている（ただし、平成26年度入試では、志願者数の減少に対応し、入学者数を確保するため、さらに入試回数を1回追加し、3月特別入試を実施した。

平成27年度入試においても、当初の入試回数は4回を予定しているが、そのうち最初に実施される入試（7月12日、13日）において、新たな特待生入試を導入した。

法科大学院全体の志願者数の減少が続く厳しい状況の中で、質の高い優秀な人材を少しでも多く獲得することは喫緊の課題である。加えて、司法試験における既修者と未修者の合格率には大きな開きがあることも、未修者を中心としている本法科大学院にとって、入学者の確保を一層困難なものにしている。そこで、潜在的な能力が高いであろうと思われる人材を早期に選抜し、入学までの期間を有効活用して事前教育を行うことによって、法科大学院入学後の学習に円滑につなぎ、より効果的に実力を高めていくことを目指し、入試と事前教育をセットにした特待生入試を導入することとした。

特待生入試の概要は以下の通りである。

(1) 募集コース

標準コース・短縮（既修）コース

(2) 募集人員

5名

(3) 出願資格

標準コースについては、次のア、イのいずれかを満たしている者

短縮コースについては、次のア、イ、ウのいずれかを満たしている者

---

<sup>1</sup> 各年度の収容定員は、平成26年度95名、平成27年度70名、平成28年度55名、平成29年度45名である。

ア. 次の (1)、(2) の要件をすべて満たしている者

(1) 法学部または法律学を主たる専攻とする学科を、平成 24 年 3 月以降に卒業した者  
または平成 27 年 3 月卒業見込の者

(2) 以下のいずれかを満たしている者

①出願時に最終学歴（見込含む）の成績が、以下の条件を満たしている者

修得科目数（資格・教職科目を除く）を計算の基礎として求められる学業成績の平均  
\*が「2.1 以上」であること

②卒業論文、演習（ゼミ）で優（A）以上の成績を修めている者

※平均値の算出方法：100 点満点中 80 点以上を A、70 点以上 80 点未満を B、  
60 点以上 70 点未満を C とし、A、B、C それぞれを 3、2、1 とする。各科目の点数  
に単位数を掛け合わせたものを合計し、さらに総単位数で割ったものとする（不  
合格科目、合否科目、認定科目は除く）。

イ. 本法科大学院が上記アの要件に該当する者と同等以上の学力があると認めた者（要事前  
資格審査）

ウ. 法科大学院修了者で、司法試験または司法試験予備試験の短答式試験に合格している者

(4) 授業料及び施設設備費の免除

特待生入試合格者については、授業料及び施設設備費が全額免除される（入学金のみ支払う  
必要がある）。

2 年次以降は、学年成績上位 40%以内または GPA 値が 2.7 以上であれば、免除が継続され  
る。

(5) 特待生入試合格者対象事前教育プログラム

特待生入試は、入学前の半年間、継続して学習を積み上げ、入学後の学習に円滑につなげて  
いくことを目指す「入試&教育一貫プログラム」であり、特待生入試合格者には、8月の合格  
発表後から、標準コース、短縮コースそれぞれのレベルに応じた個別指導型の「特別事前教育  
プログラム」が用意されている。

特待生入試合格者は、無料でこのプログラムを受講することができ、さらに標準コース合格  
者の場合には、2月下旬頃に実施予定の「既修者認定試験」に合格すれば、4月から短縮コース  
生として入学することが可能である。

(6) その他

入試科目及びその配点（標準コースにつき、適性試験第 1～3 部：小論文：面接＝ 3：4：  
3、短縮コースにつき、法律科目試験〔憲法、民法、刑法各 100 点、民事訴訟法及び刑事訴訟  
法各 50 点〕並びに適性試験第 1～3 部及び面接各 30 点）については、一般入試のⅡ期（10  
月 25 日、26 日）と同様である。

(7) 周知

以上については、募集要項【資料 1】<sup>2</sup>、ガイドブック【資料 2】<sup>3</sup>、チラシ【資料 3】<sup>4</sup>、

<sup>2</sup> 平成 27 年度國學院大學法科大学院学生募集要項【資料 1】3 ページ以下

<sup>3</sup> 平成 27 年度法科大学院ガイドブック【資料 2】21 ページ

<sup>4</sup> 「2015 年度 特待生入試はじまる」【資料 3】

ホームページ【資料4】<sup>5</sup>等において受験生に対する周知を図っている。

## 2-2 入学者選抜〈既修者選抜基準等の規定・公開・実施〉

2-1に記載したとおり、平成27年度入試から、短縮（既修）コースについても特待生入試を導入した。

## 第3分野 教育体制

### 3-1 教育体制・教員組織（1）〈専任教員の必要数及び適格性〉

本法科大学院の専任教員数は14名（うち研究者教員9名、実務家教員5名、実務家教員のうちみなし専任教員1名）であり、昨年度より2名減少している。

教員割合については、平成26年度の収容定員95名に対し、専任教員は14名であり、専任教員1名あたりの学生数は6.8名である<sup>6</sup>。

## 第4分野 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み

### 4-1 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（1）〈FD活動〉

#### （1）在学生および修了生を対象とした個別指導体制の構築

平成25年度は、3年次生および一部の修了生を対象として、各学生に対して担当の教員（担任）を定め、学生の学修状況の把握と学修支援を行う体制を構築したが、平成26年度は、これを全在生および修了生にまで拡大した。担当教員は、在生および修了生と綿密な連絡をとりながら、学生の学修状況を把握し、学生および修了生の指導を進めている。各学生、各修了生の情報は、法科大学院事務課に集約され、全専任教員の閲覧に供するとともに、全専任教員の参加するブラッシュアップ授業検討会において、各学生、各修了生の支援のあり方を検討している。

#### （2）弁護士会の協力による授業改革

平成25年度は、東京弁護士会の協力のもと、東京弁護士会内に設置された評価プロジェクトチームの弁護士に授業見学を依頼し、見学の感想・指摘に基づいて、ブラッシュアップ委員会を中心に授業改善計画をとりまとめた。平成26年度は、東京弁護士会からいただいた指摘および各教員の改善計画の実施状況について、ブラッシュアップ委員会および全専任教員の参加するブラッシュアップ授業検討会において、引き続き検討している。

<sup>5</sup> [http://www.kokugakuin.ac.jp/lawschool/houka02\\_00309.html](http://www.kokugakuin.ac.jp/lawschool/houka02_00309.html) 「平成27年度法科大学院特待生入試概要」（法科大学院ホームページ）【資料4】

<sup>6</sup> 平成24年度上期に本評価を受けた際には、収容定員120名に対し、専任教員は16名であったため、専任教員1名あたりの学生数は7.5名であった。また昨年度は、収容定員110名に対して、専任教員は16名であったため、専任教員1名あたりの学生数は6.9名であった。

## 4-2 学生評価

### (1) 学生評価の充実

上で述べたとおり、すべての学生に対する担任制を実施することによって、教育内容や教育方法の改善について、学生に個別に意見を聴くことが可能となった。担任となった教員が、前期および後期のはじめに実施される個別履修相談で学生から個別に意見を聴き、学生の指摘・要望は文書として法科大学院事務課に集約され、専任教員はいつでも閲覧することができる。また、全教員が参加するブラッシュアップ授業検討会では、教員から寄せられた各学生の授業評価なども参考にしながら、教育内容の充実に向けた議論を行っている。

## 第5分野 カリキュラム

### 5-2 科目構成 (2) 〈科目の体系性・適切性〉

昨年度に続き、カリキュラムを見直した結果、平成26年度入学者用カリキュラムを、以下のとおり変更した。

#### (1) 演習科目のクラスの統合

従来は、演習クラスでの活発な議論を目的として、2クラス体制で演習を実施してきたところであったが、現状の在学生数に照らし、2クラスを1クラスに統合することとした。統合したのは、2年次配当科目「民事法演習Ⅰ（民法Ⅰ）」と「民事法演習Ⅱ（民法Ⅱ）」、3年次配当科目「公法演習Ⅲ（憲法・行政法）」、「民事法演習Ⅴ（実体法・手続法統合演習）」、「刑事法演習Ⅲ（実体法・手続法統合演習）」である。これにより、人数の適正配分がなされ、議論を活性化するようにする。

#### (2) 「リーガルクリニック（法教育）」の実施

「リーガルクリニック」の拡充の観点から、「リーガルクリニック（法教育）」を平成25年度入学者から2年次配当科目として導入し、2単位として集中開講することとした。今年度、2年生の選択が可能になり開講する。

## 第6分野 授業

### 6-1 授業

#### (1) 弁護士会の協力による授業改革

4-1で述べたとおり、より質の高い授業の実施、教育方法の改善を一層進めるため、平成25年度に、東京弁護士会内に設置された國學院大學法科大学院授業評価プロジェクトチームの弁護士による授業見学を実施したが、平成26年度は、東京弁護士会からいただいた指摘および各教員の改善計画の実施状況について、各教員が作成した改善計画を実施するとともに、ブラッシュアップ委員会および全専任教員の参加するブラッシュアップ授業検討会において検討している。

(2) 学習アドバイザー

授業外での自学自修の支援として、従来から、修了生弁護士、渋谷パブリック法律事務所所属弁護士による学習アドバイザーを実施しているが、本年度は、基本科目の復習を念頭に置いて、基幹ゼミ（民法）、基幹ゼミ（刑法）、基幹ゼミ（憲法）などを開講し、その充実に努めている。

6-3 理論と実務の架橋（2）〈臨床科目〉

(1) リーガルクリニック（法教育）の開講

平成25年度に、「リーガルクリニック（法教育）」を臨床科目として新設したが、実際の演習は、標準コース2年次を対象とした集中科目として、平成26年度に実施される。

第7分野 学習環境及び人的支援体制

7-2 学生数（2）〈入学者数〉

平成26年度5月1日時点での、過去3年間における入学定員に対する入学者数の割合は以下のとおりである。

	入学定員（A）	入学者数（B）	定員充足率（B/A）
平成24年度	40人	11人	27.5%
平成25年度	30人	13人	43.3%
平成26年度	25人	8人	32.0%
平均	31.7人	10.0人	31.5%

なお、各年度の入学者のコース別内訳は、次表のとおりである。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
標準コース	10人	12人	6人
短縮コース	1人	1人	2人

7-3 学生数（3）〈在籍者数〉

収容定員に対する、平成26年5月1日現在の在籍者数の割合は、以下のとおりである。

	収容定員（A）	在籍者数（B）	定員充足率（B/A）
1年次	25人	9人	36.0%
2年次	30人	11人	36.7%
3年次	40人	11人	27.5%
合計	95人	30人	31.5%

平成26年度年次報告書については、以上である。  
本年次報告書に記載した評価基準以外にも、前年度より継続して実施している事項もある。  
なお改善の余地がある部分については、今後も引き続き解消できるよう努力するものである。